立入禁止区域

南信－１０

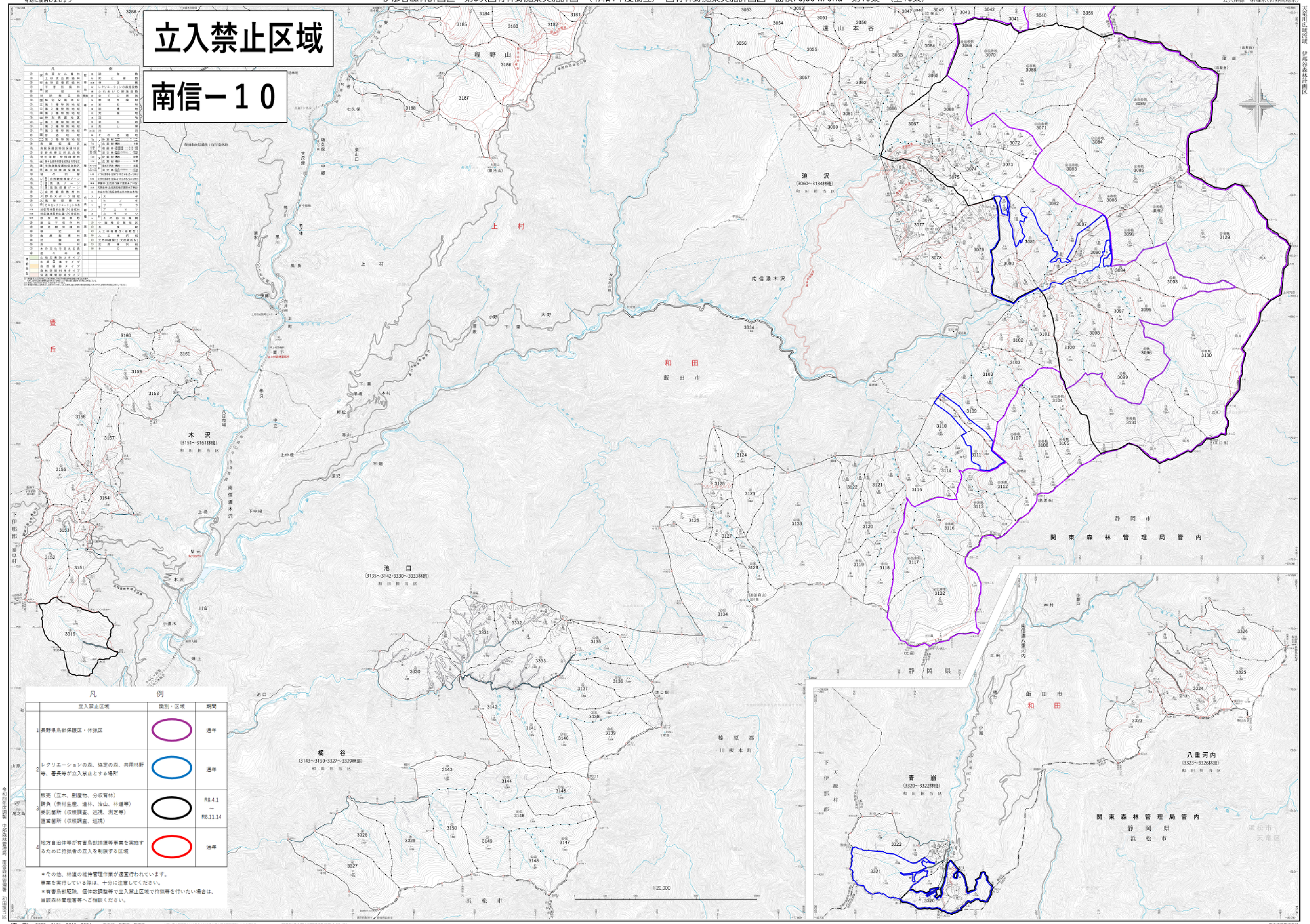
凡　例
立入禁止区域
指定・区域
期間
1 長野県鳥獣保護区・休猟区
通年
2 レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、善良等が立入禁止とする場所
通年
3 販売（立木、割屋物、分収育林）
請負（素材生産、造林、治山、林道等）
委託業務（収穫調査、巡視、測定等）
国営業務（収穫調査、巡視）
R8.4.1 ～ R8.11.14
4 地方自治体等が有害鳥獣捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域
通年
＊その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実行している際は、十分に注意してください。
＊有害鳥獣駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
当該森林管理署等へご相談ください。
程野山
遠山本谷
須沢
(3060～3134林班)
和田担当区
上村
南信濃木沢
和田
飯田市
木沢
(3151～3161林班)
和田担当区
池口
(3135～3142・3330～3333林班)
和田担当区
梶谷
(3143～3150・3327～3329林班)
和田担当区
静岡市
関東森林管理局管内
静岡県
榛原郡
川根本町
浜松市
1:20,000
青崩
(3320～3322林班)
和田担当区
八重河内
(3323～3326林班)
和田担当区
関東森林管理局管内
静岡県
浜松市
飯田市
和田